

別表八(一)

「受取配当等の益金不算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が内国法人から受ける配当金等の額について法第 23 条(受取配当等の益金不算入)(措置法第 67 条の 6 第 1 項(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例))の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず「受取配当等の額の明細」の各欄を記載し、次に負債利子控除の計算を、①令第 22 条第 1 項(当年度実績による負債利子等の計算)による場合には「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄及び「当年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載し、②令第 22 条第 4 項(基準年度実績による負債利子等の計算)による場合には「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄を記載します。

(注) 1 上記②による場合には、「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄の記載を要しません。

2 令第 22 条第 4 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日に存する法人について適用がありますが、これらの法人が同日以後に行われる適格合併に係る合併法人である場合には、その法人及びその適格合併に係る被合併法人の全てが同日に存していたもの(その適格合併が法人を設立する合併である場合にあっては、その適格合併に係る被合併法人の全てが同日に存していたもの)に限ります。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期に支払う負債利子等の額 3」及び「当期に支払う負債利子等の額 16」	当期に支払う負債利子のほか、令第 21 条(負債の利子に準ずるもの)に掲げるものも含めて記載します。	
「連結法人に支払う負債利子等の額 4」	その内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に支払う負債の利子の額を記載します。	
「 受取配当等の益金不算入額 (1)+(2)-(10)+(11)×50%+(12)×(20%又は40%) 13」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 措置法第 67 条の 7(保険会社の受取配当等の益金不算入の特例)の規定の適用を受ける場合 (1)+(2)-(10)+(11)×50%+(12)×(20%又は40%) (2) (1)以外の場合 (1)+(2)-(10)+(11)×50%+(12)×(20%又は40%)	
「 平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額 20 」		平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度のうちに株式等を所有していなかったため配当等の額から控除すべき負債利子等の額がない事業年度がある場合には、その控除すべき負債利子等の額のない事業年度の負債利子等の額は含めません。 当期が、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する最初の事業年度である場合には、当

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合」の各欄			期のみで金額で記載します（益金不算入額は当年度実績による場合と同様の金額となります。）。
	「同上の各事業年度の関連法人株式等に係る負債利子等の額の合計額 21」	「20」に記載した金額のうち、その各事業年度の関連法人株式等の配当等から控除すべきものとして計算した負債利子等の額の合計額を記載します。	平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額につき法第 23 条及び令第 22 条第 1 項の規定を適用して計算した負債利子等の額の合計額を記載します。
	「受取配当等の益金不算入額 (14) + ((15) - (23)) + (24) × 50 % + (25) × (20 % 又は 40%) 26」	次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 措置法第 67 条の 7 の規定の適用を受ける場合 $(14) + ((15) - (23)) + (24) \times 50 \% + (25) \times (20 \% \text{ 又は } 40 \%)$ (2) (1)以外の場合 $(14) + ((15) - (23)) + (24) \times 50 \% + (25) \times (20 \% \text{ 又は } 40 \%)$	
「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄	「総資産の帳簿価額 27」	確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額（両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものは控除したところによります。）を記載します。	税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含まれます。
	「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等 28」	次の(1)から(3)までに掲げる金額（法人が連結法人である場合にあっては(1)から(4)までに掲げる金額）の合計額を記載します。 (1) 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて積立金として積み立てている金額 (2) 特別償却準備金として積み立てている金額 (3) 土地の再評価に関する法律第 3 条第 1 項の規定により再評価が行われた土地に係る同法第 7 条第 2 項に規定する再評価差額金が貸借対照表に計上されている場合のその土地に係る再評価差額に相当する金額 (4) 法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する負債（借入金その他利子の支払の基因となるものに限りま。）の額に相当する金額	税効果会計を採用している場合において、剰余金の処分により圧縮積立金又は特別償却準備金を積み立てているときは、その積立金等に係る税効果相当額も含めて記載します。
	「期末関連法人株式等の帳簿価額 30」	各期末における期末関連法人株式等について、税務計算上の帳簿価額を記載します。 なお、この場合の期末関連法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の 3 分の 1 を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、当該事業年度終了の日の 6 月前の日の翌日（当該他の内国法人が当該翌日後に設立された法人である場合には、当該他の内国法人の設立の日）から当期末まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等（期末完全子法人株式等を除きま	「前期末現在額」には、期末関連法人株式等とこれ以外の株式等との区分が前期と当期とで異なる場合であっても、前期のこの明細書の「当期末現在額」の金額をそのまま記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当年度実績による場合の総資産価額等の計算」の各欄	す。)をいいます。 (注) 期末完全子法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）との間に当期首（当該他の内国法人が当期の中途において設立された法人である場合には、当該他の内国法人の設立の日）から当期末まで継続して完全支配関係があった場合（当該内国法人が当期の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当期首から当該完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当期末まで継続して当該内国法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。）の当該他の内国法人の株式等をいいます。	
「受取配当等の額の明細」の各欄	「完全子法人株式等」の各欄 完全子法人株式等に係る配当等について記載します。 この場合の、完全子法人株式等とは、その配当等の額の計算期間の初日から当該計算期間の末日まで継続して内国法人とその配当等の額を支払う他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）との間に完全支配関係があった場合（当該内国法人が当該計算期間の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当該計算期間の初日から当該完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当該計算期間の末日まで継続して当該内国法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。）の当該他の内国法人の株式等（その支払を受ける配当等の額が法第24条第1項《配当等の額とみなす金額》の規定により配当等の額とみなされる金額であるときは、当該金額の支払に係る効力が生ずる日の前日において当該内国法人と当該他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等）をいいます。	左記の「計算期間」とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額（適格現物分配に係るものを含みます。）の支払に係る基準日の翌日（令第22条の2第2項各号《完全子法人株式等の範囲》に掲げる場合には、当該各号に定める日）からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日までの期間をいいます。
「関連法人株式等」の各欄	「関連法人株式等」の各欄 関連法人株式等に係る配当等について記載します。 この場合の関連法人株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、当該内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から当該計算期間の末日まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等（完全子法人株式等を除きます。）をいいます。	左記の「計算期間」とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額（適格現物分配又は適格株式分配に係るものを含みます。）の支払に係る基準日の翌日（令第22条の3第2項各号《関連法人株式等の範囲》に掲げる場合には、当該各号に定める日）からそ

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「受取配当等の額の明細」の各欄			の支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日（その配当等の額が法第 24 条第 1 項（同項第 2 号に掲げる分割型分割、同項第 3 号に掲げる株式分配又は同項第 4 号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。）の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、その支払に係る効力が生ずる日の前日）までの期間をいいます。
	「 その他株式等 」の各欄	「完全子法人株式等」、「関連法人株式等」及び「非支配目的株式等」のいずれにも該当しない株式等に係る配当等について記載します。	
	「 非支配目的株式等 」の各欄	非支配目的株式等に係る配当等について記載します。 この場合の非支配目的株式等とは、内国法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数又は総額の 5 % 以下に相当する数又は金額の当該他の内国法人の株式等を、当該内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日（その配当等の額が法第 24 条第 1 項（同項第 2 号に掲げる分割型分割、同項第 3 号に掲げる株式分配又は同項第 4 号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。）の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、その支払に係る効力が生ずる日の前日）において有する場合における当該他の内国法人の株式等（完全子法人株式等を除きます。）をいいます。	
	「 受取配当等の額 31 」、「 受取配当等の額 32 」、「 受取配当等の額 35 」及び「 受取配当等の額 41 」	当期に受ける法第 23 条第 1 項（措置法第 67 条の 6 第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に規定する配当等の額又は法第 24 条の規定により配当等の額とみなされる金額を記載します。	(1) 外国法人又は公益法人等若しくは人格のない社団等から受ける配当等の額及び適格現物分配に係る配当等の額は受取配当等の額から除きます。 (2) 法第 24 条の規定によるみなし配当の額がある場合には、別欄として記載し、その発生理由を付記してください。
	「 左のうち益金の額に算入される金額 33 」、「 左のうち益金の額に算入される金額 36 」及び「 左のうち益金の額に算入される金額 42 」	法第 23 条第 2 項（措置法第 67 条の 6 第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は法第 23 条第 3 項の規定により計算した金額を記載します。	法第 23 条第 2 項の規定により計算した金額については、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
	「 本店の所在地 38 」	措置法第 67 条の 6 第 1 項に規定する特定株式投資信託の収益の分配がある場合の当該特定株式投資信託については、「38」に「特定株式投信」と	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
		記載します。 このとき、「基準日 39」及び「保有割合 40」は記載を要しません。	
「の受取配」等の各額欄	「保有割合 40」	法第 23 条第 7 項に規定する他の内国法人から受ける同条第 1 項に規定する配当等の額の支払に係る基準日において有する当該他の内国法人の株式又は出資のうちに令第 22 条の 3 の 2 第 2 項《非支配目的株式等の範囲》に規定する短期保有株式等がある場合には、当該短期保有株式等を有していないものとして記載します。	

4 根拠条文

法 23、24、平成 19 年改正前の法 23、平成 19 年改正法附則 34、令 19～22 の 3 の 2、23、平成 19 年改正前の令 19 の 2、19 の 3、22、23、平成 19 年改正令附則 8、規則 8 の 4、8 の 5 の 2、措置法 67 の 6、67 の 7、措置法令 39 の 29